

千葉市公告第1033号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

千葉市長 神谷俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度産業廃棄物最終処分場観測井水質分析業務（単価契約）

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 履行場所

産業廃棄物指導課

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 所在地区分「市内」又は「準市内」、業種（大分類）名称「検査・分析」、業種（中分類）名称「水質検査」で登録している者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(4) 当該業務の水質分析を行う事業所が、計量法に基づく環境計量証明事業の登録（水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）を受けていること。

(5) 千葉市職員が採取した検体について、千葉市内（受注者の営業所等又は産業廃棄物指導課）での受渡しが可能であり、検体の性状を変化させないように運搬及び保管ができる者である

こと。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市役所新庁舎高層棟 7 階

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課監視指導室

電話 043-245-5684

電子メール sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

(1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和 6 年 1 月 1 0 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出場所及び申請方法

前記 4（1）の期限までに前記 3 の契約事務担当課に持参（日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（入札参加申請期間内に書留郵便にて必着のこと）により提出すること。

5 入札説明書等の配布

千葉市「入札情報等」のポータルページ

(<https://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsu-joho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「その他」の当業務の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和 6 年 1 月 1 7 日（水）午後 1 時 1 5 分（時間厳守）（郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後 5 時までに前記 3 の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所

本庁 L 会議室 3 0 1（千葉市役所新庁舎高層棟 3 階）

(3) 入札方法

単価で行う。

(4) 辞退

入札参加者は、入札を辞退することができる。その際、入札辞退届を前記 3 の契約事務担当課に入札日前日午後 5 時までに持参（日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便にて必着のこと）により提出すること。

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和 4 0 年千葉市規則第 3 号）第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。）

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第 1 6 条の規定に該当する入札

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

7 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。）
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等については、千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課で閲覧できる。
- (6) 詳細は、入札説明書等による。